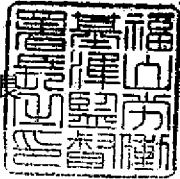


福山署発第 353 号
平成 20 年 10 月 31 日

建設業労働災害防止協会広島県支部
福山分会長 殿

福山労働基準監督署長



局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害の防止について

平素より厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設工事における労働災害防止については、かねてからその徹底を求めてきたところですが、別添のとおり、本年 8 月に下水道工事中に作業員 6 名が流される労働災害が発生し、局地的な大雨により同種の労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、同種の労働災害を防止するため、下記の対策を講じるよう、関係事業場に周知徹底していただきたく要請します。

また、更なる安全性の向上を目指して、国土交通省において設置された「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」に厚生労働省も参画し取りまとめられた、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を送付しますので、本手引きを参考に、下水道工事に関わる建設業者等に対し、局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害防止対策の更なる周知徹底を要請します。

記

- 1 上流域の降雨による河川、下水道管内等の水位の上昇による危険性について、あらかじめ発注者からの情報等をもとに把握しておくこと。
- 2 大雨注意報の発令等、上流域への降雨に関する情報を迅速に把握する体制を構築しておくこと。
- 3 緊急時の警報並びに避難の方法をあらかじめ定めておくこと。
- 4 大雨等による河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれのあるときは、河川、下水道管内等での作業を行わないこと。
- 5 作業中において、大雨等により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。
- 6 河川、下水道管内等で作業を行う労働者に対して、大雨により急激に水位が上昇するおそれがあること及びその場合の避難方法について、あらかじめ周知しておくこと。

なお、本手引きは、国土交通省から、各都道府県下水道担当部局、各政令指定都市下水道担当部局、日本下水道事業団、独立行政法人都市再生機構、(社) 全国建設業協会、(社) 日本土木工業協会、(社) 日本下水道管路管理業協会、(社) 全国上下水道コンサルタント協会あてに送付されていますので申し添えます。

既設下水道管再構築工事における災害

1 発生年月 平成20年8月

2 発生場所 東京都豊島区

3 発生状況

本工事は、老朽化した既設の下水道管(2.12メートル×1.59メートル)を延長約550メートルにわたって再構築する工事である。

発生当時の朝、作業員6名がマンホールから下水道管内に入場し、資材の投入とともに水の仮止めとポンプによる排水を行った後、FRP樹脂塗り作業を開始した。屋前から大粒の雨が降り出し、急激に下水道管内が満水状態となり、作業員6名が流水に巻き込まれた。うち、1名は自力で脱出したものの、5名が下流に流された。

4 被災状況 死亡1名 行方不明4名